

(仮称) 鶴多公営住宅 仮申込追加受付について

令和6年能登半島地震により被害に遭われた市民の皆様に、心からお見舞い申し上げます。

羽咋市では、令和6年6月に第1回目の「災害公営住宅に関する意向調査」を実施させていただき、災害公営住宅は鶴多町の歴史民俗資料館南側の敷地で整備することに決定しました。10月以降は、第2回目の意向調査として、入居仮申込を受付しています。

従来では、入居要件の1つに、「世帯の収入が法令で定める金額以下であること」がありましたが、国土交通省の告示により、**世帯の収入にかかわらず入居できるようになりました。**なお、**他の要件については、変更はありません。**

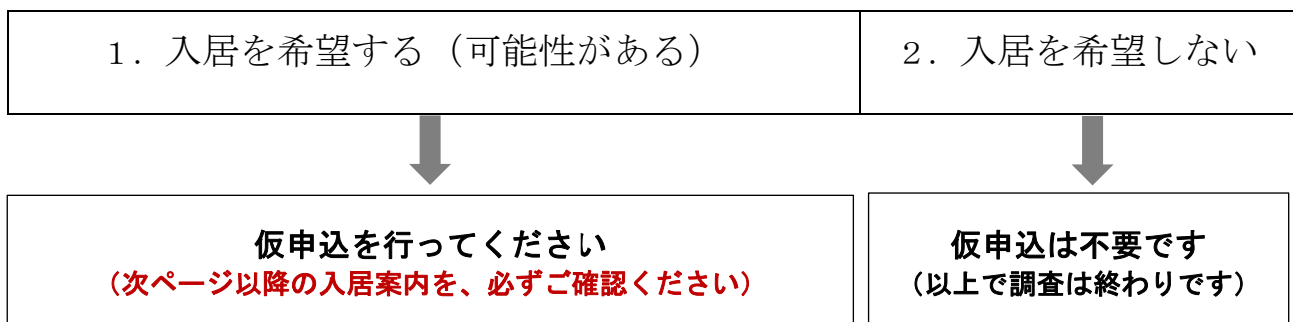
この変更を踏まえて、入居を希望される世帯について、**追加で仮申込を受付いたします。**なお、お答えいただいた内容は、災害公営住宅の建設や今後のお住まいの再建に向けた取組みの検討以外に使用することはありませんので、ご承知おきください。

令和7年2月

羽咋市

■仮申込が必要かどうか（フローチャート）

問 鶴多町に建設する災害公営住宅に入居を希望しますか。



■受付期間等について

○受付期間 令和7年2月7日（金）から令和7年2月28日（金）まで
（土、日、祝日を除く）

○受付時間 午前9時から午後4時まで

○受付場所 羽咋市役所2階 住まいの支援窓口

※遠方にお住まいの方または上記の時間帯での来庁が難しい方は、下記お問合せ先までご相談ください。

お問合せ先

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市産業建設部地域整備課都市計画係 電話0767（22）9645

災害公営住宅（仮称）鶴多公営住宅の入居案内について

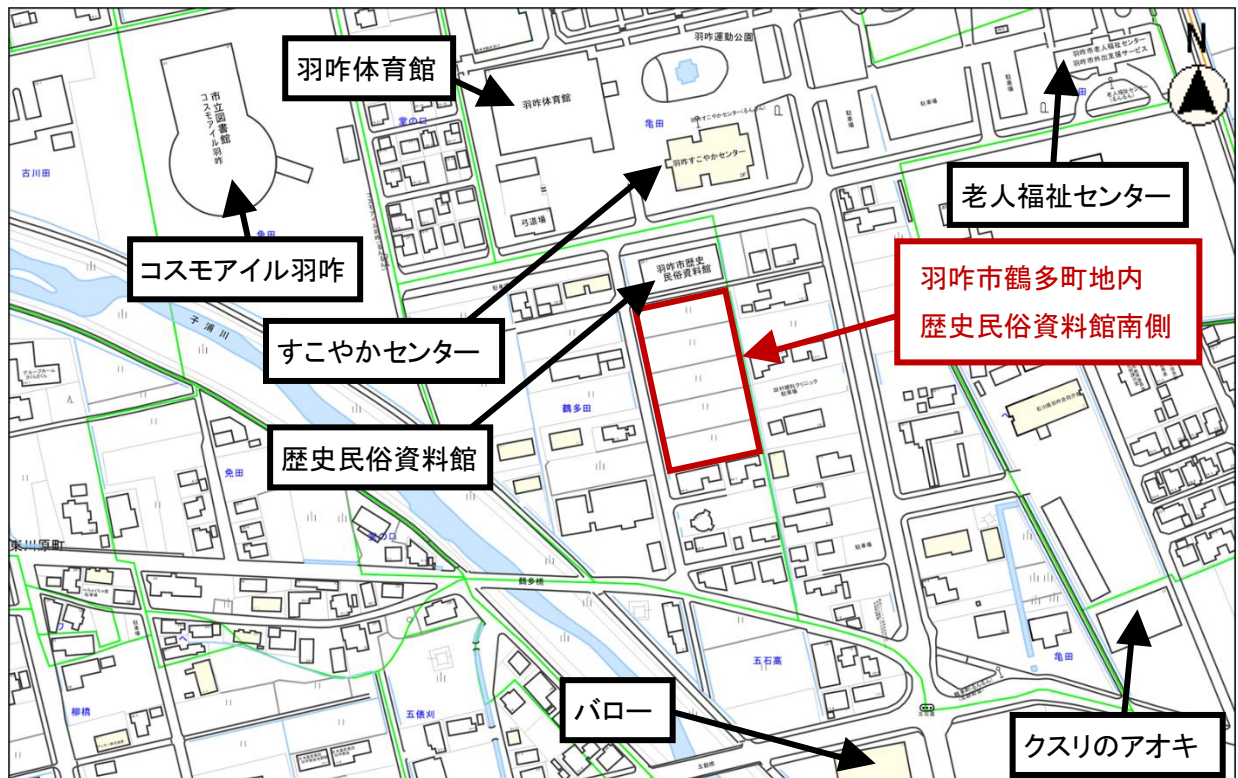
1 災害公営住宅とは

災害で住宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災者向けに、低廉な家賃で賃貸する公営住宅です。

入居には、様々な要件を満たすことが必要です。

2 建設地

本市の災害公営住宅は、当該場所で整備します。



3 戸数・間取り等について

65戸程度整備し、集会所を併設します。

階数は3階建以上とします。

バリアフリー対応とし、エレベーターや手摺を設置します。

「断熱性能等級5」の建物とします。

駐車場、駐輪場、外部物置、ごみ置場、受水槽を設けます。

間取り（1DK、2DK、3DK）については、仮申込を基に決定します。

4 入居要件について（次の全てに当てはまる世帯）

- (1) 令和6年能登半島地震により羽咋市内で居住していた住宅を失った世帯。
- (2) 罹災証明の判定が全壊の世帯。または大規模半壊・中規模半壊・半壊で住宅を解体した世帯。
- (3) 居住できる家を所有していない世帯。
- (4) 被災者生活再建支援制度の加算支援金を申請（受給）していない世帯。
- (5) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯。（単身世帯の場合は、満60歳以上の方、障害のある方または生活保護を受けている方等の条件がありますので、お問合せください。）
- (6) 暴力団員がいない世帯。
- (7) 税金等の滞納がない世帯。

※ 世帯の収入にかかわらず入居できるようになりましたが、次ページ「7 家賃の目安について」を、必ずご確認ください。

5 仮申込に必要なもの

- (1) 災害公営住宅入居仮申込書（同封）
受付窓口にもございます。市ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 罹災証明書の写し
- (3) 「大規模半壊」、「中規模半壊」、または「半壊」の世帯は、解体証明書の写し又は滅失登記簿謄本の写し（解体が済んでいない場合は提出不要ですが、本申込の際は必要です。）
- (4) 障害者手帳の写し（該当者のみ）
- (5) 介護保険証の写し（該当者のみ）
- (6) 住民票の写し（入居者全員分、続柄記載のもの）
- (7) 所得・課税証明書（18歳以上の入居者全員分、最新年度のもの）
- (8) 納税証明書（18歳以上の入居者全員分、最新年度のもの）

(6)～(8)については、窓口へ以下の書類を提示していただければ、**交付手数料が免除**されます。

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・「罹災証明書（原本）」

【注意】コンビニ交付サービス、電子申請及び住民票の写しの広域交付で交付する証明書は、有料となります。

6 注意事項

- (1) 入居後は、家賃（4ページ参照）・水道光熱費代、及び共益費・駐車場代等の支払いが必要になります。
- (2) 入居時には、敷金（家賃の3か月分）の支払い、連帯保証人が必要です。
- (3) 災害公営住宅は、被災者生活再建支援制度の加算支援金（賃貸）の対象とはなりません。
- (4) 駐車場は、1世帯当たり1台までとなります。
- (5) ペットの飼育は不可です。

7 家賃の目安について

災害公営住宅の家賃は、通常の市営住宅と同様に、入居世帯の収入や、住宅の規模・立地等によって設定されます。世帯の収入は、「政令月収」として算出します。

「政令月収」によって、家賃額が決まります。

仮申込時に、添付書類を基に、市で政令月収を確認いたします。

【想定される家賃の目安】

家賃（目安）は、現時点では月額17,000円から61,000円を想定しています。政令月収や間取りによって、金額が異なります。

○ 例1：高齢単身世帯

(円)

世帯構成	収入種別	収入額
世帯主（68歳）	公的年金	2,000,000

1DKの家賃（目安）…月額17,000円

○ 例2：高齢夫婦世帯

(円)

世帯構成	収入種別	収入額
世帯主（75歳）	公的年金	3,100,000
配偶者（68歳）	公的年金	800,000
合計		3,900,000

2DKの家賃（目安）…月額24,000円

○ 例3：ひとり親世帯（子育て世帯）

(円)

世帯構成	収入種別	収入額
世帯主（38歳）	給与	2,950,000
子（12歳）	なし	0
合計		2,950,000

2DKの家賃（目安）…月額21,000円

なお、“一定以上の収入”がある世帯は、入居から3年経過後、上記の想定家賃を超える額をお支払いいただく必要がございます。（次ページをご確認ください）

【“一定以上の収入”がある世帯の家賃について】

入居から3年経過後、“一定以上の収入”がある世帯の家賃は、近傍同種家賃※¹（現時点での目安：月額12～15万円程度）に、段階的に引き上げられます。また、入居から5年経過後、高額所得者※²に認定されると、明渡義務が発生します。

仮申込時に、添付書類を基に、“一定以上の収入”がある世帯に該当するかどうかを確認いたします。

※1 近傍同種家賃とは、国が別で定めた算出方法で計算された家賃

※2 高額所得者とは、5年以上入居し、最近2年間の政令月収が313,000円超の世帯

（参考）“一定以上の収入”がある世帯の例

世帯人数(*片働き)		世帯の収入（年収ベース）
単身世帯		約290万円
	60歳以上の単身者の場合	約450万円
2人世帯*		約350万円
	ともに70歳以上の夫婦の場合	約510万円
3人世帯*		約400万円
	小学校就学前の子どもがいる場合	約550万円
	70歳以上の方が1名いる場合	約410万円
4人世帯*		約440万円
	小学校就学前の子どもがいる場合	約600万円
	70歳以上の方が1名いる場合	約460万円

※細かな計算が必要となりますので、目安とお考えください。